

(使用料)

第8条 使用者は、毎月使用料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、[別表第2](#)により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率に地方税法第72条の83に規定する税率を加えた税率により算定した額を加算した額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 前項で規定するもののほか、使用料の算定及び納入に関し、必要な事項は町長が別に定める。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上その他特別の理由があるときは、使用料の全額又は一部を減免することができる。

(過料)

第12条 町長は、次の各号に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで排水設備の工事を実施したとき。
- (2) 前号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料を免れた者に対する過料)

第13条 町長は、詐欺その他不正によって第8条の使用料金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

別表第2（第8条関係）

| 使用料の月額 | | | |
|--------|---------|---------|-------|
| 基本水量 | 基本料金 | 超過水量 | 超過料金 |
| 10 立方米 | 2,190 円 | 1 立方米ごと | 240 円 |